

## リユース検定ポケットメモ

No	キーワード	重要ポイント	補足情報・その他
1	循環型社会形成推進基本法	【大量生産・大量消費・大量廃棄型社会】を見直す為、 <b>2000年に成立</b>	
2	3Rの考え方(Reuse / Reuse / Recycle)	Reuse ( <b>そのままの状態で再利用すること</b> ) · Reduce ( <b>廃棄物を抑制する</b> ) · Recycle( <b>再資源化する</b> )	
3	古物営業	<p><b>古物営業法第2条2項</b>で定義が規定されている</p> <p>①古物商(1号営業) ②古物市場・古物市場主(2号営業) ③古物競りあっせん業・古物競りあっせん業者(3号営業)の3つがある</p>	<p>①②は公安委員会から<b>許可</b>を受ける ③は公安委員会へ<b>届出</b>を行う</p>
4	①古物商(1号営業)		<p>古物営業になる例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆古物を預かり、販売後に手数料をもらう</li> <li>◆古物を買取り、使える部品などを売る</li> <li>◆古物を買取り、レンタルする</li> <li>◆国内で買った古物を国外に輸出して売る</li> <li>◆古物市場でのみ古物を買取り、一般に販売する</li> </ul>
5		<b>古物営業法第2条2項1号</b> に規定されている	<p>◎古物営業にあたらない例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆買取を行わず販売だけを行う</li> <li>◆自分が販売した物品をその売却相手から買い取る</li> <li>◆無償で引き取った古物を販売する</li> <li>◆自分の物を売る (<b>最初から転売目的で購入した物品の販売</b>は古物営業)</li> <li>◆自分が海外で買って来た物を売る</li> <li>◆誰でも参加できるフリーマーケットを主催する</li> </ul>
6	②古物市場、古物市場主(2号営業)	古物商間での古物の売買・交換をするための市場 <b>古物営業法第2条2項2号に規定されている</b>	
7	③古物競りあっせん業、古物競りあっせん業者(3号営業)	インターネットを利用して古物のオークション(競り)が行われるシステムを提供する営業 <b>古物営業法第2条2項3号に規定されている</b>	
8	古物の定義	<p><b>古物営業法第2条1項に定義されており</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆一度使用された物品</li> <li>◆使用されていないが使用するために取引された物品</li> <li>◆上記2つの物品に<b>幾分の手入れ</b>をしたもの</li> </ul>	<p>【使用】とは、洋服であれば着る、本であれば読むなど物品本来の使用目的が達せられることを指す。</p> <p>本来の目的を達することができない物品は<b>廃品</b>となり古物にはあたらない</p> <p>上記の物品に含まれるものに、鑑賞的美術品・商品券・乗車券・郵便切手・航空券・収入印紙などの証票類などがある</p>
9	古物の区分	古物営業法施工規則第2条によって、 <b>13種類</b> に分類される	区分の違う物品を新たに扱う場合や扱う物品を変更した場合は、変更日から <b>14日以内</b> に公安委員会に届け出る
10	リユースショップ営業に必要な手続き	古物営業は <b>許可制</b> である、許可を受けずに古物商や市場を営む / 不正な手段で許可を得る場合は <b>3年以下の懲役 or 100万円以下の罰金</b> に処される	インターネットオークションを営む場合は、営業開始から <b>14日以内</b> に営業の本拠地を管轄する公安委員会へ届出をする
11		公安委員会の許可を受ければ、他の都道府県に営業所等を設ける場合に届出で足りるようになる(書類の準備は不要)	
12	必要書類	個人許可申請	法人許可申請
13	住民票の写し	◎ 本人と店舗・営業所の管理者	◎ 役員全員と店舗・営業所の管理者
14	【禁治産者(被後見人)、準禁治産者(被保佐人)、破産者でない】ことを証明する本籍地の市区町村の長の証明書(身分証明書)	◎ 本人と店舗・営業所の管理者	◎ 役員全員と店舗・営業所の管理者
15	法人の登記事項証明書	—	◎ 役員全員と店舗・営業所の管理者
16	法人の定款	—	◎ 役員全員と店舗・営業所の管理者
17	最低5年間の略歴 (本人の署名又は記名押印)	◎ 本人と店舗・営業所の管理者	◎ 役員全員と店舗・営業所の管理者
18	古物営業法第4条(欠格事由等)に該当しない旨の誓約書	◎ 本人と店舗・営業所の管理者	◎ 役員全員と店舗・営業所の管理者
19	許可を受けられない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆破産者で復権していない物</li> <li>◆禁錮以上の刑に処されるか、<b>古物営業法第31条違反</b>・窃盗・背任・遺失物横領・盜品などの買取により罰金刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることのなくなった日から起算して<b>5年を経過しない者</b></li> <li>◆暴力団やその関係者</li> <li>◆住居不貞者</li> <li>◆法令などに違反したことにより古物営業の許可を取り消されてから5年を経過しない者</li> <li>◆営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者</li> </ul> <p>(ただし、未成年者でも<b>婚姻している</b>、<b>古物商または古物市場主の相続人で法定代理人の許可がある</b>などの場合は許可を受けられる)</p>	

No	キーワード	重要ポイント	補足情報・その他
20	無許可営業となる例	◆個人許可で法人として営業している ◆親会社の法人許可で、子会社が古物営業をしている ◆法人許可を有するチェーンのフランチャイズ加盟店が、自社で法人許可を取らずに古物営業している ◆営業所を他県に移転したのにも関わらず、当該県の公安委員会に届出をせずに古物営業をしている ◆他県に店舗を新設したのに、主たる営業所等の所在地を管轄する都道府県の公安委員会に届出をしていない	
21	営業所の管理者	店舗ごとに1名の管理者を置くことが <u>古物営業法第13条第1項</u> に定められている 管理者が変更される場合、 <u>14日以内に管轄警察署または経由警察署に届け出る</u>	◎管理者の条件 ◆管理・監督・指導ができる立場にあること ◆勤務地が違うときなどは管理者になれない ◆未成年者や古物営業の許可を受けられない条件に該当する人は管理者になれない
22	許可証	許可証には、 <u>許可番号・許可を受けた者の住所や氏名</u> などが記載されている	
23	許可証を返納しなければならない場合	◆古物商を廃業したとき ◆許可を取り消されたとき ◆許可証の再交付を受けた後に、古い許可証を発見したとき ◆個人の許可を受けている人が死亡した時 (同居の親族又は法定代理人が返納しなければならない) ◆許可を受けている法人が、合併により消滅したとき (合併後存続または合併により設立された法人の代表者に返納する義務が生じる) ◆許可を受けている法人が、解散したとき	左記のような返納理由が生じた場合、その日から <u>10日以内に経由警察署を通して公安委員会で返納理由書を添えて許可証を返納する</u> 。 違反した場合、 <u>10万円以下の罰金</u> に処される
24	標識等の掲示	標識は様式が決められている ( <u>古物営業法施工規則別記様式第13号</u> )	2つ以上の区分に係る古物を取り扱う場合は、主として取り扱う古物に係る区分の <u>1つのみを表記する</u>
25	許可の取消	許可を取り消される事例 ◆不正手段により許可を得たことが判明した ◆許可を受けてから <u>6ヶ月以上</u> 、古物営業を行なっていない ◆ <u>6ヶ月以上</u> 継続して営業を休止している ◆許可を受けた本人が禁錮以上の刑に処された	◎簡易取消 公安委員会は、許可を受けている者（法人の場合は役員）や営業所などの所在が確知できない時は、公安委員会の公告後 <u>30日</u> を経過しても古物商などからの届出が無い場合、許可を取り消すことができる
26	買取時に確認しなければならない事項	①買取依頼者の身元確認 ②帳簿などへの記録	原則として、 <u>一回の買取総額が1万円以上</u> の場合、全ての古物について①②を行う
27	1万円未満でも①②を行う必要がある物品	◆ゲームソフト ◆映画や音楽を記録したCD / DVD / ブルーレイディスクなど ◆書籍 ◆自動二輪車及び原動機付き自転車	これらは換金目的の万引きや窃盗などの被害が多く、リユースショップや古物市場への流入も多いため、金額に関わらず①②の実施が必要
28	身元確認	確認すべき事項 <u>◆住所・氏名・職業・年齢</u> 右記の何れかの方法で確認をする	1: 依頼人から、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証など、身元を確かめられる証明書の提示を受け本人であることを確認する 2: 買取依頼人の住所・氏名・職業・年齢をボールペンなどで帳簿などに目の前で記入してもらう 3: 非対面での買取の場合、電子署名付き電子メール・身分証明書のコピー・本人限定受取郵便などで確認する
29	記載すべき事項	◆取引年月日 ◆古物の品目および数量 ◆古物の特徴 ◆買取依頼人の住所・氏名・職業・年齢とその身元確認方法	
30	記録の方法	◆帳簿( <u>古物営業法施工規則第17条第1項、別記様式第15号・16号</u> ) ◆帳簿に準ずる伝票など ①記載すべき事項を取引の順に記載できるもの ②記載すべき事項を取引ごとに記載できるもの ③コンピュータ入力により記載すべき事項が網羅されていること	<u>古物営業法には定められていない</u> が、18歳未満のものから古物を買取る場合には注意が必要
31	書類の扱い	帳簿を失くした場合など、届出をしなかったり虚偽の届出を行った場合は <u>6ヶ月以下または30万円以下の罰金もしくは併科</u> に処せられる	
32	不正品の取り扱い	不正品ではないかと疑いを持った場合には直ちに警察へ申告が必要 ( <u>不正品の申告義務</u> )	<u>盗品と知らずに買取り、販売した場合は罪にならない</u>
33	コピー品・模造品などの取り扱い	偽物の販売は <u>知的財産権の侵害</u> にあたり、古物営業に限らず <u>商標法または不正競争防止法違反</u> に問われる、偽物と知りながら販売した場合 <u>詐欺罪にあたり10年以下の懲役</u> になる	ブランド品などは <u>商標権</u> で守られている、偽ブランドは商標法違反となる( <u>5年以下の懲役または500万円以下の罰金</u> )、商標法37条
34	偽物に該当する例	◆無断複製や海賊版の音楽CDやDVD・ブルーレイディスクなど ◆許諾のないプレインストール販売 ◆偽ブランド商品やレプリカなど商標を不正に使用した商品など	
35	インターネットを利用した営業	店舗の案内をする場合など、古物の情報を掲載しないホームページは該当しない また、インターネットを利用する古物の販売については、【 <u>特定商取引に関する法律</u> 】の規制対象となる	
36	インターネット営業の届出	①古物営業の許可申請時にインターネット営業を開始する場合 →開始の旨とURLを記載して届出を行う ②店舗営業しているリユースショップが新たにインターネット営業を開始する場合 → <u>開始後14日以内</u> に変更届出書を提出する ③既にインターネット営業を行なっているHPのURLを変更した場合 → <u>変更後14日以内</u> に変更届出書を提出する(閉鎖した場合も含む)	新たにインターネットモールに出品し、古物の買取・販売を行う場合、届出が必要( <u>14日以内</u> )

No	キーワード	重要ポイント	補足情報・その他
37	インターネット店舗での許可表示	複数の都道府県に店舗がある場合、その <u>全ての公安委員会の名称と許可番号を表示しなければならない</u>	表示すべき事項 ①許可を受けている者の名前・名称 ②許可を受けている公安委員会の名称 ③許可証の番号(12桁)
38	非対面取引の確認方法	◆免許証のコピーだけでは違反 ◆1万円未満であっても、18歳未満からの買取でないことを確認する必要がある ◆法人相手の取引であっても、法人の取引担当者の住所・氏名・年齢・職業を確認しなければならない	住民票の写しは個人番号が記載されていないものを使用する
39	販売時に記録が必要な物品	①対価の総額が1万円以上の美術品類 ②対価の総額が1万円以上の時計・宝飾品類 ③対価の総額が1万円以上の自動車(部品も含む) ④自動二輪車及び原動機付自転車(部品も含む)	自動車は販売相手の住所や氏名の記録は不要
40	記録しておく事項	◆販売年月日 ◆古物の特徴 ◆古物の品名及び数量 ◆販売相手の住所・氏名・年齢・職業	自転車などは防犯登録抹消手続きが必要な場合がある
41	下取りについて	◎古物営業法上の買取にあたる場合 ◆品物の査定などで個別に価格をつける ◆年式や型番などでランク付けして個別に価格をつける	◎古物営業法上の買取にあたらない場合 ◆新品の販売促進のため品物の状態に関わらず一律の価格でした下取りをする ◆無償で引き取る
42	店舗以外での売買	仮設店舗営業の場合、あらかじめその日時及び場所を管轄の公安委員会に届出た場合買受けを行える	行商を行うには古物営業の許可申請時に【行商をする】と届出おかなければならぬ
43	行商の届出が必要な場合	◆古物市場で仕入れ又は販売をする ◆顧客の自宅を訪問し、買取をする ◆仮設店舗で古物を買い取り又は販売する	行商を行う場合、許可証または行商従業者省を携帯する必要がある
44	仮設店舗での買取	買受をしようとする場合、仮設店舗の所在地を管轄する警察署に営業日の3日前までに日時・場所の届出をすれば買取を行える	
45	こんな時どうするQ&A	Q: 顧客が勤務先で私物の買取を希望している場合 A: 買取は行えない	Q: ショッピングセンターでの催し物で買取販売したい場合 A: 行商の届出が必要
46	訪問購入における注意事項	2013年2月21日施行で、【改正特定商取引法】が課されることとなった	訪問購入による取引は全品が規制対象となる
47	クーリングオフ	売買契約を結んだ後でも8日間は無条件で申し込みの撤回が行える	
48	規制の適用除外	【売買契約の相手の利益を損なわない】&【規則が課されると流通が阻害される】という理由で右記のものは規制対象外となる	◆自動車(二輪車を除く) ◆家庭用電気機械器具(傾向が容易なものを除く) ◆家具・書籍・有価証券 ◆レコードプレイヤー用レコード及び磁気的方法または光学的方法により、音、映像、またはプログラムを記録した者
49	全面適用除外	消費者が営業のためにまたは営業として売買契約を締結する場合など(B to B取引)	
50	書面の交付(非対面)	記載事項 ◆物品の種類 ◆物品の購入価格 ◆代金の支払い方法とその時期 ◆クーリングオフについての規定 ◆物品の引き渡しの拒絶についての規定	
51	売主への告知 / 第三者への告知	◎クーリングオフ期間中に第三者に売却した場合、売主に以下の事項を知らせる必要がある ◆第三者に物品を引き渡した旨 ◆引き渡しに関する事項として主務省令で定める事項	◎第三者への告知 ◆契約がクーリングオフされたこと ◆契約がクーリングオフされる可能性があること
52	警察からの保管命令等	警察は、①品切れの発行 ②差止め(保管命令) ③立ち入り及び調査を行う	
53	①品切れ	①特別重要品切れ ②重要品品切れ ③普通品品切れの3種類がある 保存義務に反した場合、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられる(過失も含む)	品切れを受け取ったら: ①受取日を記載し、6ヶ月間保存する(スキャナーも可) ②品切れに該当する品物を所持していた場合、直ちに警察官に届出る ③品切れの保存期間内に該当する古物の買取依頼などを受けた場合、直ちに警察官に届け出る
54	②差止め	盗品などの疑いのある古物を30日以内の期間を定めて保管することを警察本部長などから古物商に命ずるもの、違反した場合6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金が課される	
55	③立ち入り及び調査	警察職員がリユースショップなどに立ち入り、古物や帳簿を検査すること。 拒否権はなく、違反した場合は10万円以下の罰金となる	

No	キーワード	重要ポイント	補足情報・その他
56	盗品及び遺失物の回復	買取などした古物が盗品や遺失物であった場合、被害者は返還を要求できる <b>(無償回復請求権)</b>	①古物商が、一般人から買取または交換により入手した場合 →被害者は、盗難または遺失の時から <b>2年間</b> 、古物商に無償で返還を請求できる ②古物商が競売で入手した場合 → <b>2年間</b> 、古物商が支払った代価を古物商に支払えば古物商に返還を請求出来る ③古物商が競売以外の古物市場や同業者から入手した場合 → <b>1年以内</b> に限り、古物商に返還を請求できる、なお商品券や図書カードやビール券などはこの規定が適用されない
57	法律上の罰則や処分	①指示・営業停止 ②許可取り消しの処分、そして重大な違反は③罰則を課せられる	
58	①指示・営業停止	◎指示が行われる例 ◆従業員などが行商従業者省を携帯せずに行商をした ( <b>許可証携帯等義務違反</b> ) ◆従業員などが店舗や営業所、買取依頼人の住所、届出済の仮設店舗以外の場所で買取を行った ( <b>古物商の営業制限違反</b> ) ◆従業員などが買取依頼人の身元確認を行わなかった ( <b>確認等義務違反</b> ) ◆従業員などが不正品に関する申告をしなかった ( <b>古物商の不正品申告義務違反</b> ) ◆従業員などが帳簿などへ虚偽の記録をした ( <b>古物商等の帳簿等記載等義務違反</b> ) ◆従業員などが品触書の保存等をしなかった ( <b>品触書保存等義務違反</b> ) など 指示に従わなかった場合は、 <b>6ヶ月以内</b> の営業停止処分を下されることがある	◎営業停止処分が行われる例 ◆指示処分に従わなかった ( <b>指示処分違反</b> ) ◆営業先や取引先、仮設店舗以外の場所で古物を買い受けた ( <b>営業制限違反</b> ) ◆取引先の相手方の確認を怠った ( <b>確認等義務違反</b> ) ◆帳簿等への記載を怠った ( <b>古物商等の帳簿等記載等義務違反</b> ) ◆当該営業停止命令対象行為と同種または類似の法令違反行為が繰り返し行われている ( <b>繰り返し違反</b> ) など 営業停止命令の期間は3日間から6月間とされており、違反態様によりその期間は様々
59	②許可取消	◎許可が取り消される例 ◆許可を受けている都道府県以外で営業をした ◆営業停止処分に従わなかった	
60	③罰則	◎ <b>6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金</b> ◆古物営業の許可を受けた者が、古物の買取時に定められた身元確認をしなかった ◆買取や販売の記録をした帳簿などを保存しなかった ◆帳簿などを紛失等したときに直ちに警察署長に届出なかった ◎ <b>1年以下の懲役または50万円以下の罰金</b> ◆古物営業の許可を受けた者が店舗・営業所や買取依頼人の自宅、届出済みの仮設店舗以外で古物を買取した ◎ <b>3年以下の懲役または100万円以下の罰金</b> ◆古物営業の許可を受けずに古物商を営業した ◆営業停止または許可取消の行政処分に従わなかった	
61	個人情報の取扱い	◎保護しなければならない個人情報 ①氏名・生年月日・住所などにより特定の個人を識別することができるもの ②個人識別符号が含まれているもの	個人情報取扱業者は【個人情報DB等を事業の用の供している者】と定められる
62	個人情報の承諾確認	本人の同意なく目的以外に使用してはならない ( <b>法16条違反</b> )	
63	製造物責任法(PL法)	この法律で定義している製造物とは、【 <b>製造又は加工された動産</b> 】で、部品や原材料に手を加えて製造したり、新しい価値などを付け加えたりしたものを持す リユースショップで販売した古物に欠陥があっても原則としてメーカーなど製造者側に責任がある、但し製造物を加工又は輸入した場合は対象となる場合がある	
64	家電4品目の取扱い	☆ <b>家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)</b> 廃棄される使用墨家電製品に含まれる有用な資源の再資源化・部品の再利用などを目的として家電製品の製造業者及び小売業者に廃家電のリサイクルを義務付けた法律で <b>2001年4月</b> に施行された。	◎家電4品目 ◆家庭用エアコン ◆テレビ (ブラウン管式・液晶式・プラズマ式) ◆冷蔵庫・冷凍庫 ◆洗濯機・衣類乾燥機
65	パソコンの取扱い	☆ <b>資源有効利用促進法</b> <b>2003年10月</b> より家庭のパソコンを再資源化するPCリサイクルが開始。	◎PCリサイクルマーク このマークがついたパソコンは廃棄する際に新たな料金負担はなく、廃棄が可能。 ついていないものは回収再資源化料金を廃棄時に所有者が負担する
66	貴金属の取扱い	☆ <b>犯罪収益移転防止法</b> の対象となる貴金属等 ①金、白金、銀及びこれらの合金 (貴金属) ②ダイヤモンドその他の貴石や半貴石 (宝石) 及び真珠 ③①②を使用した製品 貴金属を扱うリユースショップ等は、 ◆買取・販売で收受した物品が犯罪によるものである疑いがある ◆顧客がマネーロンダリングを行なっている疑いがある と認められる場合には、疑わしい取引として届出なければならない (公安委員会)	◎買取・販売を行う場合の義務 ①本人確認 (200万を超える現金取引に限る) ②本人確認記録の作成と保存 (200万を超える現金取引に限る) ③取引記録の作成・保存 (200万を超える現金取引に限る) ④疑わしい取引の届出 (様式が決まっている) ○個人が金地金等を売買業者に売却し、売却金額が200万超となった場合は、金地金等を売買業者に支払調書の提出が義務付けられている ( <b>2012年1月1日</b> 以降義務化)

No	キーワード	重要ポイント	補足情報・その他
67	PSCマーク制度	消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼす恐れが多い製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨のPSCマークがないと販売することが出来ない	
68	特定製品	家庭用の圧力鍋および圧力がま	内容積が10L以下のものであって9.8パスカル以上のゲージ圧力で使用するように設計したものに限る
69		乗車用ヘルメット	自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る
70		登山用ロープ	身体確保用のものに限る
71		石油給湯器	灯油の消費量が70キロワット以下のものであって、熱交換器容量が50L以下のものに限る
72		石油ふろがま	灯油の消費量が39キロワット以下のものに限る
73		石油ストーブ	灯油の消費量が12キロワット以下のものに限る
74		乳児用ベッド	主として家庭用で出生後24ヶ月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限る、振動型を除く
75	特別特定製品	携帯用レーザー応用装置	レーザー光(可視光線に限る)を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る
76		浴槽用温水循環器	主として家庭で使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴射口とが構造上一体となっているものであって専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることが出来る水の最大循環流量が10L未満のものを除く
77		ライター	タバコ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となっているものであって当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る